

平成25年 第3回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成25年2月14日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成25年2月14日

東京都教育委員会第3回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第7号議案

東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の一部改正について

第8号議案

東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則の制定について

第9号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 都立高等学校における体罰事故について

(2) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
	(欠席)
委員	竹花 豊
委員	瀬古 利彦
委員	比留間 英人

事務局 (説明員)	教育長 (再掲)	比留間 英人
	次長	庄 司 貞夫
	理事	高 野 敬三
	総務部長	松 山 英幸
	都立学校教育部長	直 原 裕
	地域教育支援部長	谷 島 明彦
	指導部長	坂 本 和良
	人事部長	岡 崎 義隆
	福利厚生部長	前 田 哲
	教育政策担当部長	白 川 敦
	特別支援教育推進担当部長	廣 瀬 丈久
	人事企画担当部長	加 藤 裕之
(書記)	総務部教育政策課長	八 田 和嗣

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成25年第3回定例会を開会します。

本日は、内館委員から、御都合により御欠席との届出をいただいています。

取材・傍聴関係です。報道関係は、都政新報社ほか4社、合計5社から、個人は、合計7名からの取材・傍聴の申込みがありました。許可してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室してください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、瀬古委員にお願いします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回1月10日開催の第1回定例会会議録については、先日本配りしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で承認を賜りたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第1回定例会の会議録については、御承認いただきました。

前回1月24日開催の第2回定例会会議録が机上に配布されていますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしくお願います。

次に、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第9号議案及び報告事項（2）につきましては、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第7号議案

東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の一部改正について

【委員長】 第7号議案、東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の一部改正について、説明を、地域教育支援部長、よろしくお願ひします。

【地域教育支援部長】 第7号議案、東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の一部改正について、第7号議案資料を基に説明します。

本件は、学級編制に係る中学校第1学年の規定の改正を行うものです。東京都教育委員会は、国に先駆け、小1問題・中1ギャップの予防・解決のために、平成22年度から、小学校第1・第2学年及び中学校第1学年について教員を加配し、学級規模の縮小や少人数指導、ティーム・ティーチングなどを選択できる弾力的な制度を実施してきました。この柔軟な学級編制の仕組みは、国の「義務標準法」改正に反映されました。

中1ギャップ等の予防・解決のための教員加配制度を活用した中学校の校長に対する調査については、昨年6月の第10回教育委員会定例会で指導部長から説明させていただきましたが、加配による学級規模の縮小、少人数指導、ティーム・ティーチングの実施の効果は顕著に表れており、スクールカウンセラーに相談する生徒の割合が減少した、教員と生徒の関係が良くなったなど、いずれの調査項目においても入学当初の状況と比較して生徒の学校生活等に効果があったとの結果が出ています。

1月に発表された政府予算案では、平成25年度から5年間で段階的に35人以下学級を実現する新たな教職員定数改善計画案は見送られることとなりましたが、中1ギャップ加配の効果が顕著であること、また、中学校第1学年はいじめの認知件数が最も多いなど課題があることから、平成25年度予算案において、東京都独自に中1について35人編制を可能とする予算を計上し、平成22年度から実施してきた中1ギャップ等の予防・解決のための教員の加配制度を完成させることとしました。

第7号議案資料の3枚目、学級編制基準の新旧対照表を御覧ください。下の「現行」欄の「備考(二)」のとおり、現在、中学校第1学年は37人を基準として学級を編制することができるかと規定しています。この規定を小2と同様、中1も35人を基準として学級を編制することができることとし、上段の改正案の「備考一」のとおり、小2とまとめて規定する改正を行います。

なお、都教育委員会は、従前から、生活集団としての教育効果を考えた場合、児童・生徒が集団の中で互いに切磋琢磨^{せつさたくま}し、社会的適応能力を育むためには、学級には一定の規模が必要であると考えています。そこで、今回、中1については35人以下学級編制を可能としますが、区市町村教育委員会に対して、学級編制に際し一定の規模の確保を促すため、これまでどおり、1学級当たりの生徒数が20人を下回る場合には、加配の活用方法として学級規模の縮小を選択できないように通知することとします。

今年度は、小1問題・中1ギャップの予防・解決のための3年間の計画期間の最後に当たり、実施状況の効果検証年度となっています。その結果については、今後の定例会で報告させていただく予定です。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見がございますか。

【竹花委員】 これは、文部科学省の予算要求が削られたことに伴い、東京都としてはそれが通るものとして準備していた内容について、それを維持しようということで、予算上、都自身の持ち出しが多少増えると思いますが、その金額はどのくらいですか。

【人事部長】 約1億3,000万円です。

【竹花委員】 財務当局は了承してくれましたか。

【人事部長】 了解いただきました。

【竹花委員】 結局、我々が当初、都独自で実施しようとしていた35人学級に向けての過程が、本来であれば、後1、2年先のことで、それが少し早まったということになりますか。

【地域教育支援部長】 はい。

【竹花委員】 それは、我々にとってはありがたいことであったと考えればいいわけですね。

【地域教育支援部長】 はい。

【竹花委員】 もう一点お伺いします。文部科学省予算に関わる報道の中に、一律35人学級よりも、現場としては、加配措置が加えられるような柔軟な定数の増加を目指しているという内容のものがありませんでしたが、それは来年度の文部科学省予算には反映されていないのですか。

【地域教育支援部長】 小学校第2学年の学級編制基準は40人で、35人とすることができるといふ規定がありますので、引き続き柔軟な体制で対応できるように文部科学省は考えていると思います。

【竹花委員】 実際上の教員数の予算としては、いかがですか。

【地域教育支援部長】 小学校第2学年については、35人編制で加配要員が手当てされています。

【人事部長】 国の予算の考え方として、一律ではなく、様々な政策目的にかなった加配措置をしていこうという流れが今回は見られました。その例として、例えば特別支援教育について、私どもは更なる加配措置を求めていまして、これも一部ですが、国の加配措置として認められています。それぞれの政策目的にかなった加配措置をこれから出してくるのではないかと考えられます。

【竹花委員】 国に話をする際に、35人学級の実施として要求したが、それは財務省が認めなかったということの結果、要求した教員数よりも大幅に少ない数しか容認されなかったのではないかと思います。それと、加配措置として認めた分とをうまく換算してみるとどういふ状況になっていますか。それは、東京都学級編成基準にどういふ影響を及ぼしますかということが、私の質問の趣旨です。

今、例えば障害児の学級に対して加配措置が認められたということは、そのまま維持されて、東京都としてはその分を手当てするとともに、今、説明があった中1についても35人学級の加配措置を維持するという方向でかなり良い話になっているのか、それとも、文部科学省が認めた加配の分は、中1の35人学級編制の教員加配分で埋めるような形になっているのか、その辺について説明してください。

【人事部長】 国全体では、今回、800人程度の純増ですので、政策的には充実しています。それを一律ではなく、例えば不登校問題などに充てるということで、その部分が全国で約100人増えたり、あるいは、先ほど言った特別支援教育が全国で増えたりということがあります。その結果、これを全国で分け合うわけですが、東京都にも幾ばくか参りますので、そういうものは国費をいただいて活用していきたいと考えています。

【竹花委員】 これはこれとして、中1の加配措置は1億何千万円かの都費を使って実施するということですか。

【人事部長】 そういうことです。

【竹花委員】 そうすると、東京都の財務局は、平成25年度については既に35人の学級編制を認めたわけだから、持ち出しを了承したというだったのでしょうが、平成26年度の35人学級編制について財務当局は認めていますか。

【人事部長】 国も平成26年度については明確な方針をまだ出していません。というのも、今回、文部科学省が5か年の定数改善計画を出しましたが、それについてはゼロベースで議論することになっていますので、東京都の財務当局もその議論の推移を見ながら、平成26年度以降のことは双方でまた検討していきましょうという形で終わっています。

【竹花委員】 国に対する要望を東京都教育委員会として出しているとするれば、どういう方向でしょうか。私たちの様々な努力によって、また、前知事も了解されて、小1・中1については35人学級編制を可能とする教員の加配で対応するという基礎が出来上がった中で、その維持ができるという見通しがあるのであれば、後は加配要員をできるだけ増員してほしいと国に要請していけば、それはそれで教育現場の体制は強化されることになると思いますが、そういう方向を目指すということよろしいですか。

【人事部長】 私どもは、順次、小1、小2、中1の35人以下学級を実現し、入学直後の学校生活への不適応状況を予防・解決したいという政策を基に進めてまいりました。これ以降のことについては、実はまだ十分な議論ができていません。国の動きも見ながらこの制度を拡大していくべきか、仮に拡大するとしたらどの学年なのかな

ども議論していかなければならないと考えています。

【竹花委員】 もう一度確認させてください。

中1はそれでわかりましたが、小1、小2は、現状はどうなっていましたか。

【人事部長】 小1は35人で、小2は35人を可能として編制することになっています。

【竹花委員】 わかりました。では、平成26年度予算については現段階では約束されたものではなくて、今後の折衝があり得るべしというわけですね。

【人事部長】 平成26年度については、そのとおりです。

【竹花委員】 平成25年度についてはこれで良い形になって、教育現場にとっては悪くないという話になっているという中身として受けとめればいいわけですね。

【人事部長】 はい。

【竹花委員】 わかりました。ありがとうございました。

【委員長】 直接財務省と交渉したことはありませんが、財務省の基本的な立場は、少人数学級よりも加配措置の方が効果があるということだと思います。少人数学級で飛躍的に児童・生徒の状態が良くなった証拠がないというのが、彼らの主張の根拠のようです。そういうことで、私はこの場でも以前に申し上げたと思いますが、先に実施したアンケートの結果に非常にはっきりした効果が表れているので、その結果を中央教育審議会でも披露させていただきました。ガードが固くてなかなか浸透していきませんが、国に対しては相当がんばっていかねばいけないということで、全国都道府県教育委員会連合会等では、毎年必ず要請を行っています。

本件については、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、本件については原案のとおり御承認いただきました。

第8号議案

東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則の制定について

【委員長】 第8号議案、東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則の制定について、説明を、指導部長、よろしくお願いします。

【指導部長】 第8号議案、東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則の制定について、第8号議案資料に基づき説明します。

東京都教職員研修センター処務規則は、研修センター各課の分掌事務等を定めたもので、今回改正を行うのは企画部総務課及び研修部教育経営課・授業力向上課の分掌事務について整備を行うものです。

改正の理由は二つあります。一つは、平成25年度から指導教諭が設置されることに伴い規定を整備するものです。もう一つは、平成22年度から実施している「若手教員育成研修」を、これは法的には、初任者研修として採用1年目ですが、東京都では2年目、3年目の授業研究も課していました。これらを統合して「若手教員育成研修」という、3年間を通した教員育成研修に変えたものが平成22年度からスタートしています。これが平成25年度からは完全に「若手教員育成研修」だけに移行しますので、それに合わせた形で関係規定を整備するものです。

若手教員育成研修について、最下段の表を御覧ください。平成21年度までは、採用された年は初任者研修、平成22年度、23年度は2年次授業研究及び3年次授業研究、平成24年度は4年次授業観察の研修を受けていました。平成22年度採用からは、これらが全て3年間の「若手教員育成研修」に変わりました。ただし、平成22、23、24年度については、「若手教員育成研修」だけではなく、平成21年度までに採用された教員が受けている2年次・3年次・4年次の授業研究等と並行して実施していましたので、平成24年をもって過去の研修は全て終了し、「若手教員育成研修」に統合されます。それに合わせて、今回、平成25年度に向けて規定を整備するものです。

改正内容については、第8号議案資料の東京都教職員研修センター処務規則の新旧対照表により説明します。まず企画部総務課については、「主幹教諭」と「教諭」の間に「指導教諭」を追加します。また、研修部経営教育課については、「主幹及び教育職員の」を「主幹教諭、指導教諭、主任教諭及び教育職員の」とします。授業力向上課については、新規採用教員の研修と2・3年次授業研究及び4年次授業観察、これらを統合して「東京都若手教員育成研修」一本に整理するという内容です。このように規定を整備したいと考えています。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明について、何か御質問、御意見がございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、本件については原案のとおり御承認いただいたこととして取り扱わせていただきます。

報 告

(1) 都立高等学校における体罰事故について

【委員長】 報告事項(1)、都立高等学校における体罰事故について、説明を、人事部長、よろしくをお願いします。

【人事部長】 報告資料(1)に基づき、都立高等学校における体罰事故について説明します。

前回、1月24日の東京都教育委員会定例会の場でも報告したとおり、東京都教育委員会は、国に先駆け、平成25年1月17日に部活動の実態調査に着手し、現在、全教員、児童・生徒を対象に調査を進めています。その過程で、都立高校2校で体罰が確認されました。こうした状況を踏まえ、部活動の体罰根絶に向けた緊急対策を実施したいと考え、説明を申し上げます。

また、児童・生徒、保護者、教職員から寄せられた情報に対しては、正確に事実を解明するとともに、児童・生徒、保護者から情報をいただきやすいよう通報窓口も強化していきたいと考えています。

都立高校2校の体罰の概要について説明します。まず都立雪谷高等学校について、当該校における外部指導員(野球部監督)が、平成24年7月25日の野球部のミーティングの際、部員5名に対して平手で頬をたたいた。また、9月5日、1名の部員への指導の際に平手で頬を5回たたき、膝蹴りを行いました。これらは、体罰事故調査の過程で生徒へのアンケート調査により判明したものです。

学校及び都教育委員会の対応です。1月24日から2月4日までの間、校長等による関係者への聞き取り調査を実施した結果、事故者は事実を認めています。2月4日、都教育委員会は、実態把握のため職員を派遣し、調査を継続しています。

なお、事故者の取扱いですが、この外部指導員を部活動の指導から外しました。

二つ目の事例は、都立片倉高等学校です。事故者は教諭で、当該校のバスケットボール部顧問です。平成24年7月から平成25年1月までの練習試合の際に、女子バスケットボール部員5名に対して、平手で頬を複数回たたいたという報告を都教育委員会が受けました。この事案は、1月23日に同様の児童・生徒へのアンケート調査から判明したものです。

1月25日から2月5日までの間、聞き取り調査を行い、事故者は事実を認めています。2月5日、都教育委員会からも事態把握のため職員を派遣し、現在、調査継続中です。同様に、教諭は顧問から外しました。

こうした体罰事象を受け、都教育委員会としては、体罰根絶に向けた緊急対策を講じることとしました。

報告資料（1）の別紙を御覧ください。まず「1 実態の把握及び対応」として、都立学校に対しては緊急に校長会を開催し、再度趣旨の徹底を図ることとして、1月15日に校長会を開催し、更に2月12日に臨時校長会を開催し、教育長自ら訓示を行いました。また、大きな体罰事故の事実関係等を明らかにするため、また、客観性を確保するために外部委員を含めた体罰調査委員会を新たに設置します。この委員会では、体罰事故の発生、表に出てこなかった背景、なぜ児童・生徒、保護者、他の教職員なりが指摘しなかったのか、顕在化してこなかったのか、そういう点に焦点を当てて究明を図るということで、今後の体罰根絶に資することを目的として設置します。この調査委員会の下に個別の体罰事案調査のために、これも更に外部委員を含めた調査チームを設置して調査を進めていく考えです。

区市町存立学校に対しては、緊急に関係の主管課長会を開催し、趣旨の徹底を図りました。また、体罰事案が発生した場合には、東京都教育委員会としては、職員や臨床心理士を派遣する用意があることを区市町村教育委員会に事案のたびにお伝え申し上げ、支援していきたいと考えています。

「2 今後の対策」です。まず、教職員の意識の徹底が大事であると考え、体罰根絶に向けたリーフレットを早急に作成し、配布したいと思います。また、部活動の顧問教諭（各校1名）に対して研修を緊急に実施したいと考えています。そのほか、区

市町村教育委員会と連携し、初任者研修や職層研修等において、体罰根絶に向けた研修を徹底・充実したいと考えています。

次に、体罰がない部活指導の在り方を検討する委員会を新たに設置します。この委員会は、スポーツ指導者、学識経験者、関係団体の代表者等で構成し、体罰の根絶等部活動指導の在り方について検討していくものであり、早期に立ち上げたいと考えています。

3番目として、通報窓口の設置を行います。教職員だけではなく、児童・生徒、保護者からの通報について、第三者である弁護士が受け付けるような仕組みを通報窓口新たに設置したいと考えています。通報者の実名を伏せて事案を処理できるような仕組みの構築を考えています。これは平成25年4月を予定しては、現時点では、相談は東京都教育相談センターにおいて受け付けていますが、こうした状況を受け、緊急にホームページを改め、通報を受け付けやすいように見やすくしてあります。

これらの研究対策を進め、部活動その他指導の場面で暴力を一掃していきたいと考えています。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、御質問、御意見等がございますか。

【瀬古委員】 現時点では、都立雪谷高等学校と都立片倉高等学校の2校だけだったのでしょうか。

【人事部長】 様々な情報が寄せられていますが、影響も大きく、本人も認めているなど、はっきりと具体的なところまで確認できたものとして2件を報告させていただきました。

【瀬古委員】 わかりました。

監督や先生方が暴力を振るったわけですが、たたかれた生徒本人、その保護者はどのようなことを言っていますか。

【人事部長】 たたかれた生徒たちは、自分たちが悪かったとは言っていますが、たたかれたときは痛かったなどとも言っていました。

【瀬古委員】 本人が悪いから、たたかれてもしようがないということですか。

【人事部長】 そのような意味合いの発言もありました。

【瀬古委員】 たたくことは癖になります。私も現場を見ていて、選手が言うことを聞かないから、もうたたいてやろうかと思うことは何回もありました。多分、たたいた方が言うことを聞くとおもいます。ですので、1回たたいた方が口で100回言うより楽なので、すぐにたたいてしまう。しかし、それは癖になりますから、絶対に根絶しなければいけません。

特に、男性教諭が女子選手をたたくなどは問答無用ですね。話にならない。こんな先生がいること自体、私は納得できないし、何とか強く指導していかなければいけないと思います。本当に、たたくと癖になります。少ないことですが、大学生になると先輩が後輩を殴ります。4年生が3年生を殴り、3年生が2年生を殴り、2年生が1年生を殴るというように、順番になってきます。ですので、癖になるのでこれから直していかないと。殴ると簡単に指導できてしまうのですが、教育としては間違っていると思います。教育というのは、言葉で理解させることが一番の教育だと思いますので、体罰根絶に向かって、がんばりましょう。

【人事部長】 はい。

【委員長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【竹花委員】 都立雪谷高等学校や都立片倉高等学校の事案は、どういう形で発覚したのでしょうか。

【人事部長】 今回の調査の中で、生徒へのアンケートの回答から浮上してきました。

【竹花委員】 それを基に当該顧問の方々から事情聴取した結果、このような状況がわかったということですね。

【人事部長】 生徒と当該事故者から聴取しました。

【竹花委員】 事故者2人を部活動の指導から外したことはわかりましたが、それぞれの部活動は、現在はどうなっていますか。

【職員課長】 顧問なり副担当がいますので、そちらが指導しています。

【竹花委員】 その部活動を中止しているようなことはありませんか。

【委員長】 部活動は継続していますか。

【職員課長】 はい。継続しています。

【竹花委員】 わかりました。

いずれもスポーツの面では名の通った高等学校だと思います。生徒たちの希望も、部活動をしっかり行いたいという気持ちで入学してこられるわけですから、こういうことがあるからといって当該部活を含めて他の部活についても、急に活動が不活発になったりすることがないように、東京都教育委員会としても当該校を見ていてほしいと思います。

体罰はいけませんが、部活動は悪くないです。むしろ、もっと活動してかかすべきだと思いますので、そこはよく御覧いただきたいと思います。

【委員長】 質問ですが、都立雪谷高等学校の外部指導員の方は教諭ではないわけですね。

【人事部長】 はい。

【委員長】 この方の任命行為、契約等はどのようになっていますか。

【人事部長】 学校が委嘱している方で、都立雪谷高等学校のOBだそうです。ですから、東京都が雇用する公務員ではありません。

【委員長】 都立片倉高等学校の場合は教諭ですね。

【人事部長】 はい。こちらは教諭です。

【委員長】 その辺の任命の仕方についても、少し組織的に行う必要があるのではないのでしょうか。任意で行うことができるようにしておくと、その学校の特殊性が出すぎて問題が起きる可能性があるのではないかと前から思っていたのですが、その辺はいかがでしょうか。

【人事部長】 外部指導員の関わり方としては様々あるようです。ボランティアで活動してくださっている方、お金を払って来ていただいている方などいろいろあるようです。今回はそうした外部指導員の事故ですので、そうしたことも調べながら、一律に規制してしまうことがいいかどうかわかりませんが、不明朗な契約関係になっているようであれば改めなければいけませんし、責任の問題もありますので、その辺は少し調べていきたいと考えます。

【委員長】 体罰には直接関係ないのですが、仮にこの野球部で事故が起きた場合、

被害生徒なり被害生徒の保護者が学校を訴えてもお金を取れないと判断したときには外部指導員を告訴する場合があります。一時、大学で多発しました。国立大学は国で守られていますから、賠償しないということで、外部指導員が訴えられて大変なことになったケースが幾つかあります。今は保険の制度でこれを補うようになっていますが、その辺は大丈夫ですか。

【人事部長】 部活動は学校活動の中に位置付けられていますので、一義的には学校が責任を取る形になろうかと思えます。

【教育長】 部活動というのは、学校管理下の活動ですので、今、委員長から保険というお話がありましたが、その保険の仕組みもできています。また、野球の場合、外部指導員が監督になったとしても顧問教諭は必ず置かなければなりません。そういう仕組みを取りながら、学校管理下で活動していますので、事故が起きた場合は、学校あるいは設置者である東京都教育委員会が責任を取るようになります。

【委員長】 わかりました。

【竹花委員】 リーフレットを作成して配布するということが書かれていますが、リーフレットを作成したら、配布する前に我々に見せてください。どのような内容のことを載せるかは難しいところで、体罰はだめだという一言でおしまいですから。

そのこととも関連しますが、部活動の顧問の責任や役割について、それを明らかにした通知文書などが、東京都が管理している都立の中・高校にはありますか。あるいは、各区市町村教育委員会でそうしたものをきちんと定め、顧問教諭に対して、あなたの責任はこうだとしっかり明らかにした文書がありますか。

【指導部長】 教員が授業で何をするかという決まりを細かく決めたものはないように、部活動の顧問であるからといって、ここまでは顧問教員の責任範囲であると決めたものはありません。

【竹花委員】 そうすると、顧問に関しては、顧問に任命するのは校長ですか。任命行為があるのか、ないのかわかりませんが、顧問の仕事はどんなものを明らかにしたものがありますか。全然ないのでしょうか。

少なくとも、理科や英語など他の教科については、あなたは理科の先生です、この時間の理科を担当しなさいといわれれば、学習指導要領があり、それに従って指導内

容も決まりますね。それが、例えばバスケットボール部の顧問は、こういうことをしなさいということについて出したものがありますか。

【指導部長】 文書として規程はありませんが、それに代わるものとして、「部活動顧問ハンドブック」を作成しています。こうしたもので、顧問は、例えば顧問の役割や年間指導計画の作成の仕方など、そうしたものは指導資料という形で渡しています。

【竹花委員】 それはいつ作成されたものですか。

【指導部長】 「部活動顧問ハンドブック」は、平成19年4月に配布しました。

【竹花委員】 今、部活動顧問の教員は全員がそれを持っていますか。

【指導部長】 少し古くなりましたので定かではありません。

それと、「外部指導員のための部活動指導の手引」を、その翌年に配布しています。

【竹花委員】 それを私に見せてください。

【指導部長】 はい。では、後ほどお持ちします。

【竹花委員】 なぜ、私がそのことを申し上げるかということ、都立高校もそうですが、各中学校も、顧問の先生方の部活動に対する考え方に大きな違いがあるように思います。嫌々ながら顧問を務めている教員もいると思います。そういう先生は、土曜日や日曜日は、学外での練習試合などは嫌がるので参加しませんが、それはそれでよいということだろうと思います。なぜなら、それにふさわしいような手当がなされているとは到底思えません。

午後の練習についても、場所の確保を含めていろいろな困難があるわけです。そうした問題についても、結局、先生方の御判断に委ねられたり、一生懸命に活動しようとする方は犠牲的精神で務めている。一生懸命に活動しようとする動機についてもいろいろあって、本当に児童・生徒を成長させたいという視点もあれば、全国大会に出場することを目標に掲げておられる人もいるかもしれません。それは、体育系の部活動もあれば、文化系の部活もありますから、それはまた違うのかもしれませんが、何かそういうことについて、ある程度の考え方を、東京都教育委員会でも少し考えておく必要があると思います。

これは前にこの委員会でも申し上げたことですが、そういうことも、報告資料

(1) の別紙、「2 今後の対策」の中の「(2) 部活動指導の在り方検討委員会の設置」にある「部活動指導の在り方検討委員会」で十分に議論していただきたいと思います。これを申し上げるのはなぜかという、体罰が起こることの背景の一つに、例えば都立雪谷高等学校の外部指導員の方ですと、都立雪谷高等学校の野球部は十何年か前に甲子園に出場しましたが、それを導いた指導員でしょう。

【人事部長】 そうです。

【竹花委員】 詳しくは知りませんが、既に十数年間ここで指導しておられる方だと思います。この指導員の意図からすれば、生徒たちを甲子園に連れて行ってやりたいという思いを非常に強く持っておられて、生徒たちもそのためにがんばっているという面があったらと思います。そういう方もいらっしゃるれば、全くそうではない顧問教員もいたりして、非常に大きな開きがあると思います。それは、公立の高等学校ですからやむを得ないという思いもありますが、一方で、中学校にしても、高校にしても、公立の学校教育の中で部活動が盛んであることは、入学してくる生徒たちにとっては大変大きなプラスの印象になっています。公立高校が復活していく上で部活動をどうするかということは、公立高校が持っている大きな魅力の一つとして高めていくべきであるとも思います。

そういういろいろな視点で部活の問題をもう一度根本的に考え直してもらって、できたら現場で、嫌々参画している顧問と、がんばっている顧問と、両方からいろいろと意見を聞いていただき、この際、部活動から体罰をなくすということばかりではなく、もう少し幅広く議論してもらいたいと思います。多分、そういう中でこそ体罰が根絶できるだろうと思いますので、是非ともよろしく、在り方検討委員会で検討していただきたい。今、言ったような視点で議論ができる人を委員に集めていただくとともに、聞き取り調査の中身もそうしたことが聞き取れるようなものにしてくださるよう、よろしくをお願いします。

以上です。

【委員長】 私もほぼ同じ意見です。大学の場合は、extra-curricular activity といってカリキュラム外の活動です。ですから、各サークルは顧問教官を置かなければいけない、顧問教官は^{うんぬん}云々と、2行かそこらで学則に書いてあるだけです。しかし、

都立高校においては教育活動ですから、顧問教員の法的な位置付けを考えておく必要があるのではないかと思います。今、竹花委員が発言されたことと同じような趣旨ですが、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、少し気になったこととして、顧問教員に研修を行う際に、外部指導員は対象外ですね。これも少し対応を考えた方がいいのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

【指導部長】 顧問全体についての研修ですが、都立中学・都立高校の教員はほぼ全員が何かの顧問として携わっていますので、全員を対象にして行う1回の研修はできませんので、いじめ問題の際と同様、全校からの代表教員を集め、そこで中央研修のような形で行い、そこで学んだ教員が学校に戻って校内において伝達講習を実施してもらいます。その際、学校の教員だけではなく、外部指導員については個別に対応していただくことになっています。

【委員長】 そこは徹底してもらいたいと思ひます。

【竹花委員】 委員長からもお話がありましたが、今、外部指導員が広がりを見せているように、新聞報道などでは出ていますね。一部の区市町村教育委員会の中には、土曜日・日曜日の部活動を外部指導員にさせるということを制度化している地域もあるようです。そういうことも少し調べていただきたいと思ひます。それと顧問との関係は一体どうなっているのかとも思ひます。どうも、趣旨としては、教員が土曜日・日曜日に出るのは大変だから、その代わりをとということではないかと思ひます。それがそれでいいのかどうか、悪いのかどうかということもきちんと考えないと、議論にも少しありましたが、事故が起きた場合、責任問題をどう考えるのかということも生じてくるだろうと思ひます。そういうことも含めて少し幅広く議論し、区市町村教育委員会が実施していることの実態もよく把握した上で取り組んでほしいと思ひます。

決して、体罰が起こったから、体罰をなくすためにということだけではなく、幅広く議論していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【委員長】 それでは、よろしゅうございますか。

では、本件については、報告として承りました。ありがとうございました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

2月21日(木) 午前10時

教育委員会室

【委員長】 今後の日程について、教育政策課長、よろしく申し上げます。

【教育政策課長】 次回の定例会は、2月21日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催いたします。

以上です。

【委員長】 今回は議会の関係で来週ですので、よろしく申し上げます。

そのほかにはよろしいですか。

では、非公開の審議に移ります。

(午前10時47分)